

# 公益財団法人 全日本空手道連盟

## 公認少年段位規程

この規程は、中央技術委員会規程、第2章第4条に基づき制定する。

(少年段位の段階)

第1条 公認少年段位は、少年初段から少年2段までとする。

(制度)

第2条 少年初段から少年2段は、試験制度とする。

(少年段位証書)

第3条 公認少年段位は、この規程に定める審査を経て、その資格を取得した者に対し、少年部と明記された会長名の段位証書を授与する。

(少年段位審査会の実施)

第4条 少年初段から少年2段までは、各都道府県連盟及び競技団体において、必要に応じ、審査会を実施することができる。

2. 公認少年段位保持者は、公認段位規程の別表に定める条件を満たしたとき、公認段位の同段位に移行することができる。

(協力団体の段位の移行)

第5条 第7条に規定する要件を満たし、連盟規約第5条第2項に定められた協力団体の2段以下の段位保持者は、公認の少年の同段位に移行することができる。

2. 公認少年段位への移行を行なうとき、第10条第2項に規定する登録料を支払わなければならない。

3. 公認少年段位への移行の申請は、連盟規約第5条第2項に定められた協力団体が、本連盟が別に定める申請書を用いて、これを行なうものとする。

4. 前項の申請期日をもって段位証書の発行日とする。

5. 申請書には、連盟が選任した3級資格審査委員以上の5名の署名(自署に限る)及び捺印を必要とする。

(少年段位審査員)

第6条 少年初段から少年2段までの審査は、都道府県連盟及び競技団体が選任した3級資格審査員以上5名により審査することができる。

(受審者の資格基準)

第7条 少年段位の審査を受けるためには、連盟会員登録者で、別表に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(受審の申請)

第8条 段位の申請を受けようとする者は、各都道府県連盟、全国中学校空手道連盟又は協力団体を通じて、所定の申請書を提出しなければならない。

2. 前項の申請書の様式は、別に定める。

(審査の科目)

第9条 審査の科目は、公認段位規程第16条に準ずる。

(審査料及び登録料)

第10条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。

2. 合格者は本連盟が指定する期日までに段位登録料を納入しなければならない。

3. 前項の金額については、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。

(罰則)

第11条 段位取得後、経歴詐称、不当行為その他資格者にふさわしくない行為のあった場合は、常任理事会において審理し処置する。

(規程の改正)

第12条 本規程は理事会の議決により変更することができる。

(不適切な金銭等の授受・提供の禁止)

第13条 公正な審査会を期するため、審査会に係るすべての立会人、審査員、受審者は不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供をしてはならない。

## 附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年12月7日から施行する。
3. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成26年5月28日から施行する。
5. この規程は、平成28年5月14日から施行する。
6. この規程は、平成28年12月9日から施行する。
7. この規程は、平成30年12月7日から施行する。

## 別表（第6条関係 受審者の資格基準）

受 審 段	受 審 基 準	年 齢
少 年 初 段	1 級 取 得 者	[満15歳未満] 又は
少 年 2 段	少 年 初 段 取 得 後 1 年 以 上	[義務教育を修了 していない者]

※段審査及び資格審査員等の受審基準の経過年数は、当該経過年数の満了日の30日前から認めることができる。